

## 令和3年度 文教委員会資料⑥

### 【所管事務の調査（報告）】

川崎市犯罪被害者等支援条例に基づく支援（案）について

資料

川崎市犯罪被害者等支援条例に基づく支援（案）について

市 民 文 化 局

（令和4年2月9日）

令和4年4月1日から施行する「川崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、要綱を策定し、犯罪被害に遭われた方々に対し、次のような支援策を予定している。

## 相談及び情報の提供等（第7条）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

### 1 相談支援

#### (1) ワンストップ支援窓口

現在の川崎市犯罪被害者等支援相談窓口を条例に定めるワンストップ支援窓口として位置づけ、専門の相談員（社会福祉職等）による支援を行います。

- ◆受付時間：午前9時～午後5時、月～金曜（祝日・年末年始を除く）
- ◆相談窓口：市民文化局地域安全推進課内
- ◆相談員：社会福祉専門職2名（会計年度任用職員）
- ◆相談方法：電話、メール、ファクス、面談等

- 犯罪被害者等からの相談対応（電話、メール、ファクス、面談等）
- 条例に基づく犯罪被害者等支援制度の申請受付
- 犯罪被害者等支援に関する庁内各課・庁外関係機関等との連絡調整
- 犯罪被害に伴う区役所等への手続き、関係機関における相談等への付添い等
- 市民以外が市内で犯罪被害に遭った場合、住所地の自治体と連携した相談、情報提供等

#### (2) 弁護士による法律相談

犯罪被害者等が直面する、法律に関する問題の解決を図るため、弁護士による法律相談を実施します。

- ①対象要件：犯罪被害に遭った市民若しくはその遺族、家族、又は犯罪被害に遭った者の遺族若しくは家族で市民である者
- ②支援内容：犯罪被害に精通した弁護士による法律相談（1事件2回まで無料）
- ③申請期限：犯罪が行われた時から2年以内

## 日常生活等の支援（第8条）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等による経済的負担の軽減を図るため、生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等による精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するため、心理的ケアに係る必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。

## 1 経済的負担の軽減（第1号）

### (1) 見舞金

犯罪被害によって生じる経済的な負担の軽減のため、見舞金を支給します。

- ①対象要件：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療かつ入院3日間以上を要する重傷病及び強制性交等罪及びその未遂罪）に遭った市民及びその遺族
- ②支援内容：遺族見舞金（死亡）30万円  
重傷病見舞金 10万円  
性犯罪被害見舞金 10万円
- ③申請期限：犯罪が行われた時から2年以内

### (2) 教育支援

通学が困難となった犯罪被害者等の教育関係費を助成します。

- ①対象要件：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び強制性交等罪、強制わいせつ）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族
- ②支援内容：通学が困難になった犯罪被害者等の教育関係費（家庭教師・送迎等）を助成
- ③申請期限：犯罪が行われた時から2年以内

## 2 精神的な被害からの回復支援（第2号）

### (1) 心理的ケア

犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう心理学的な専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施します。

- ①対象要件：犯罪被害に遭った市民若しくはその遺族、家族等、又は犯罪被害に遭った者の遺族若しくは家族で市民である者
- ②支援内容：犯罪被害に精通したカウンセラーによるカウンセリング（1事件14回まで無料）
- ③申請期限：犯罪が行われた時から3年以内

## 3 日常生活支援（第3号）

### (1) 家事等に係る支援

日常生活を営むために家事や介護等支援としてホームヘルプサービスの利用を必要とする犯罪被害者等に対し、その費用を助成します。

- ①対象要件：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び強制性交等罪、強制わいせつ）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族
- ②支援内容：1日2時間30回分の費用を助成
- ③申請期限：犯罪が行われた時から2年以内

# 川崎市犯罪被害者等支援条例に基づく支援（案）について

## (2) 一時保育支援

就学前の子に対する一時保育を利用する犯罪被害者等に対し、その費用を助成します。

- ①**対象要件**：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び強制性交等罪、強制わいせつ）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族
- ②**支援内容**：10回までの費用を助成
- ③**申請期限**：犯罪が行われた時から2年以内

## (3) 配食支援

食事の用意をすることに支障が生じている犯罪被害者等に対し、配食費用を助成します。

- ①**対象要件**：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び強制性交等罪、強制わいせつ）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族
- ②**支援内容**：一人につき30回までの費用を助成
- ③**申請期限**：犯罪が行われた時から2年以内

## (4) 一時預かり等支援

小学校の児童の一時預かりを利用する犯罪被害者等に対し、その費用を助成します。

- ①**対象要件**：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び強制性交等罪、強制わいせつ）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族
- ②**支援内容**：10回までの費用を助成
- ③**申請期限**：犯罪が行われた時から2年以内

## 4 住居支援（第4号）

### (1) 転居支援

犯罪被害により、住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、新たな住居に転居するための費用を助成します。

- ①**対象要件**：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び強制性交等罪）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族
- ②**支援内容**：1回あたり20万円を上限とし、2回までの費用を助成
- ③**申請期限**：犯罪が行われた時から2年以内

### (2) 緊急避難支援

神奈川県の実施する緊急避難場所（ホテル等の宿泊3泊まで）の提供を受けている被害者等で必要な方に対し、延泊を実施します。

- ①**対象要件**：犯罪被害（死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び強制性交等罪、強制わいせつ）に遭った市民及びその同居家族、同居遺族
- ②**支援内容**：県の実施する緊急避難支援に加え、4泊まで延泊を実施

## (3) 市営住宅の一時利用

犯罪被害により、住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、空いている市営住宅を斡旋します。

- ①**対象要件**：自宅や自宅周辺で犯罪被害に遭うことで、従前の住居に居住し続けることが困難となった市民及びその同居家族、同居遺族
- ②**支援内容**：市営住宅の一時入居を斡旋（基本1年以内。ただし市長が認める場合は1年延長可）
- ③**申請期限**：犯罪が行われた時から2年以内

## 5 雇用の安定（第5号）

事業者の理解を深めるために、啓発活動や個々の事情に応じた事業者との連絡調整などを行うほか、就労等の相談に応じ情報提供等を行います。

※給付の伴う支援策は、令和3年12月15日（条例制定日）以降に発生した犯罪被害について適用する。

## 市民への啓発活動等（第9条）

犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題、二次被害の防止等について、市民の理解を深めるよう啓発活動を行うとともに、市のワンストップ支援窓口や支援内容等の広報を行います。

## 人材の育成（第10条）

犯罪被害者等の支援の必要性について意識を高め、職務において犯罪被害者等に配慮した対応がとれるよう、市の職員、関係機関・団体等の職員に対して研修を行います。

## 支援を行わないことができる場合（第12条）

- ・被害者等が犯罪を誘発するなど、責めに帰すべき行為があったとき
- ・被害者等が暴力団員等であるとき
- ・支援することが社会通念上適切ではないと認められるとき

## 意見の反映（第13条）

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

- (1) 川崎市犯罪被害者等支援庁内連絡会議  
犯罪被害者等支援に関する取組を全庁的に進めるため、関係課長による会議等を開催
- (2) 川崎市犯罪被害者等支援有識者会議  
条例施行後においても、犯罪被害者等支援施策等について意見を伺うため有識者会議を開催

# 川崎市犯罪被害者等支援条例に基づく支援（案）について

国及び神奈川県内で犯罪被害者等支援条例を制定している自治体の支援内容（※横須賀市及び秦野市：令和3年12月14日制定、令和4年4月1日施行。支援内容は現在検討中）

※下記の支援内容はすべて助成額、利用回数、利用時間等に上限あり。

支援内容		自治体名 (施行日)	国	神奈川県 (平成21年4月1日)	川崎市 (令和4年4月1日)	横浜市 (平成31年4月1日)	茅ヶ崎市 (平成27年11月25日)	寒川町 (平成15年4月1日)	秦野市 (令和4年4月1日)
支援対象			死亡、重傷病、障害等	死亡、重傷病、性犯罪被害	死亡、重傷病、性犯罪被害等	死亡、重傷病、性犯罪被害等	死亡、重傷病、性犯罪被害	死亡、重傷病	死亡、重傷病、性犯罪被害
相談支援	法律相談		—	委託弁護士による法律相談	委託弁護士による法律相談	委託弁護士による法律相談	—	—	委託弁護士による法律相談
精神被害からの回復	カウンセリング		—	カウンセリングの実施	カウンセリングの実施	カウンセリングの実施	—	—	カウンセリングの実施
経済的負担の軽減	見舞金		※国外犯罪被害 死亡200万、重障害100万	—	死亡30万、重傷病10万、 性犯罪被害10万	死亡30万、重傷病10万、 性犯罪被害5万	死亡50万、重傷病10万、 性犯罪被害5万	死亡50万、 重傷病10万	死亡50万、重傷病10万、 性犯罪被害5万
	教育支援		—	—	通学が困難となった犯罪被害者等の教育関係費を助成	—	—	—	—
	生活資金貸付		—	生活資金の貸付 (限度額30万～100万)	—	—	—	—	—
	給付金		死亡2,964.5万～872.1万 1,210万～320万 重傷病 上限120万 重障害3,974.4万～1,056万 障害1,269.6万～18万	—	—	—	—	—	—
日常生活支援	ヘルパー		—	—	ホームヘルパー費用の助成	ホームヘルパー利用実費の9割を助成	ホームヘルパーの派遣 (自己負担なし)	—	—
	配食		—	—	配食サービス費用の助成	—	—	—	配食サービス費用の助成
	一時保育		—	—	一時保育費用の助成	実費の9割を助成	実費を助成 (自己負担なし)	—	就学前の児童又は小学校の児童の一時預かりサービス費用の助成
	一時預かり		—	—	一時預かり費用の助成	—	—	—	—
	付添い		—	検察庁や裁判所等への付添	—	—	—	—	—
住居支援	転居		—	—	転居費用の助成	転居費用の実費助成 (自己負担なし)	・転居費用の実費助成 (自己負担なし) ・転居後の家賃半額補助	—	転居費用の実費助成 (自己負担なし)
	緊急避難		—	緊急避難場所の提供 (原則3日以内)	緊急避難場所の提供 (県支援に4日間延泊)	緊急避難場所の提供 (県支援に2日間延泊)	—	—	—
	市営住宅		—	県営住宅の一時使用	一時入居の斡旋	一時入居の斡旋	—	—	—